

大泉町中小企業・小規模企業振興基本条例【逐条解説】

(目的)

第1条 この条例は、町の経済の健全な発展において中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な施策を定めることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

第1条は、条例の目的を簡潔に定めたものです。

中小企業・小規模企業の経営環境は厳しさを増し、人手不足や事業承継・後継者問題など、速やかな対応が求められる様々な課題が顕在化してきています。

本条例は、中小企業・小規模企業の振興についての基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な施策を定めることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、中小企業・小規模企業の振興を図るとともに、最終的には地域経済の活性化と町民生活の向上に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（同条第5項に規定する小規模企業者を含む。）をいう。
- (2) 中小企業・小規模企業支援団体 商工会、農業協同組合その他の中小企業・小規模企業を支援する団体をいう。
- (3) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会をいう。

第2条は、この条例における用語の定義について定めたものです。

「中小企業・小規模企業」の定義は、中小企業基本法の規定による「中小企業者」とします（同法の規定では「中小企業者」の定義の範囲に「小規模企業者」も含まれています。）。

中小企業庁が公表している「平成30年度小規模企業の動向」及び「平成31年度小規模企業施策」(小規模企業白書)では、「中小企業」の中でも、「小規模企業」は、より経営環境が厳しい状況にあるとの傾向が示されています。本条例では、「中小企業」の振興と合わせて、「小規模企業」の振興を行う必要性を明確化するために、「中小企業・小規模企業」と表記しています。

◇中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者

- ・ 製造業その他・・・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ・ 卸売業・・・資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ・ サービス業・・・資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ・ 小売業・・・資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

◇中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者

おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

「中小企業・小規模企業支援団体」とは、商工会や農業協同組合その他の中小企業・小規模企業を支援する団体を指します。例示すると、大和根工業団地協議

会や東毛福祉事業協同組合や東毛環境サービス事業協同組合などの団体が該当します。

「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合と、その他の金融機関（商工組合中央金庫（※中小企業を構成員とする団体やその構成企業向けの政策金融機関）、日本政策金融公庫（※一般の金融機関を補完することを目的とした政策金融機関）など）及び信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会を指します。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業の持続的発展が図られること。
- (2) 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- (3) 中小企業・小規模企業の自立的な経営並びに他の中小企業・小規模企業との連携及び多様な主体との協働を推進すること。
- (4) 中小企業・小規模企業の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (5) 小規模企業の経営資源の確保が困難であることが多い事情を踏まえて行われること。

第3条は、本条例の目的である中小企業・小規模企業の振興を実現するための、基本となる考え方、すべての主体が目指すべき基本理念を示したものです。

「中小企業基本法」や「小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）」の趣旨を踏まえ、5つの基本理念を掲げています。

「中小企業基本法」では、「中小企業政策は、中小企業者の自らの努力を前提とし、この努力を助長する方向で支援する」こととあり、本条例においても、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力が促進されることとしています。

加えて、中小企業・小規模企業の振興は、関係する「多様な主体」がそれぞれ

協働して推進することとしています。なお、「中小企業・小規模企業」以外の事業者を指す場合に用いられる「大企業」については、本条例では「多様な主体」の一つとして考えています。

また、中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境の変化により影響を受けやすく、場合によっては事業活動に著しい支障をきたすおそれもあります。よって、中小企業・小規模企業を振興する上では、経済的社会的環境の変化を的確に捉え、その変化に対し円滑に適応できるように推進することとしています。

第5号では、小規模企業に対する基本理念として、中小企業の中でも、小規模企業の経営資源の確保が困難であることが多い事情を踏まえて、その振興が行われることとしています。

◇中小企業基本法

(小規模企業に対する中小企業施策の方針)

第8条 国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。

(1)～(2) 略

(3) 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業・小規模企業に対する支援を行うものとする。

2 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等その他の関係機関との緊密な連携を図るものとする。

3 町は、中小企業・小規模企業が地域経済の活性化並びに町民生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献して

いることに鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、町民の理解を深めるよう努めるものとする。

- 4 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

第4条は、「中小企業基本法」や「小規模企業振興基本法」の趣旨を踏まえ、町の責務を示したものです。

- ① 前条の基本理念に基づき、中小企業・小規模企業を取り巻く経済的社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業振興施策を総合的かつ計画的に策定し、中小企業・小規模企業に対する支援を行うものとしています。なお、施策の実施に当たっては、町総合計画を利活用していきます。
- ② 中小企業振興施策の実施に当たっては、様々な関連する機関と連携及び協力をすることとしています。
- ③ 「小規模企業振興基本法」第7条の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、町民の理解を深めるよう努めるものとしています。
- ④ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」第8条の規定を受け、町自体が、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとします。

◇中小企業基本法

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

◇小規模企業振興基本法

（地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国と

の適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

◇官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(地方公共団体の施策)

第8条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の努力)

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念に基づき、自主的に経営の向上及び改善に努めるとともに、他の中小企業・小規模企業との連携及び多様な主体との協働を推進するよう努めるものとする。

第5条は、中小企業・小規模企業を振興していくために、中小企業・小規模企業自身が努めるべき事項について規定しています。

基本理念に規定されている「(2) 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力が促進されること」のとおり、自主的な努力を基本とし、「(3) 中小企業・小規模企業の自立的な経営並びに他の中小企業・小規模企業との連携及び多様な主体との協働を推進すること」のとおり、他の中小企業・小規模企業との連携及び多様な主体との協働を推進するものとしています。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第6条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6条は、中小企業・小規模企業支援団体が、町と並び、中小企業・小規模企業の意欲ある取組を後押しする最も身近な存在であり、特に緊密な連携が必要であることから、その役割についての規定を設けるものです。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業等に向けた取組を促進するため、円滑な資金の供給、経営相談の実施等による支援に努めるものとする。

第7条は、金融機関等が、経営相談等を通して中小企業・小規模企業の経営とその事業に密接に関わる重要な存在であることから、経営力向上、経営基盤の強化及び経営の革新等といった支援について、その役割を明らかにするものです。

(基本的施策)

第8条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、基本理念に基づき次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営基盤を町内に維持しつつ行う新たな事業展開への支援に関すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の事業承継及び創業促進に関すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の人材の確保及び育成のための雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上に関すること。
- (4) 中小企業・小規模企業とその他のものとの連携促進に関すること。
- (5) 中小企業・小規模企業に対する資金の円滑な供給のための融資制度及び信用補完事業の充実に関すること。
- (6) 中小企業・小規模企業に関する調査及び情報の収集、提供等に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するために必要な事項

第8条は、中小企業・小規模企業の振興に向け、町が行う施策の基本的な方針を明らかにするものです。町は、今後この方針に基づき、施策を実施することとなります。

なお、具体的な施策は町の最上位計画である総合計画に基づき、計画的に実施するとともに、総合計画のPDCAサイクルを通して、施策の成果を評価検証し、社会的や経済的な状況の変化の実態把握に努め、見直し、改善を図っていくものとします。

(財政上の措置)

第9条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第9条は、基本理念に基づく、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たって、必要な財政上の措置を講ずることを明らかにするものです。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第10条は、町が、条例の施行に関する事務手続や事務手順等を必要に応じて別に定めることを規定するものです。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。